



東北学院大学

# 博物館年報

2024

Vol.16



## I N D E X

概要・組織	2
展示活動	3
地域連携・博物館連携	4
資料調査・収集	4
研修・調査	5
大学教育支援	5
刊行物・広報	6
利用統計	7
運営	8
関係規程	9
利用案内	17



## 概要

東北学院大学博物館は、文学部歴史学科をはじめとした本学の最前線の研究成果を一般に紹介するとともに、博物館学芸員の教育の場として活用することを目的に、2009年にオープンした。杜の都仙台のメインストリートの一つ愛宕上杉通りに面し、市民に親しまれる大学博物館を目指している。

施設は鉄骨平屋建で、建物面積は約 300 m<sup>2</sup>である。展示室（180 m<sup>2</sup>）のほか、収蔵庫、実習室、事務室、多目的トイレ等を有し、24時間の空調、機械警備等によって資料等の管理環境を整備している。

展示の最大の特徴は、教員と学生が寝食を共にしておこなうフィールドワークや、実物資料を扱いながら歴史を読み解くゼミ活動での成果などをもとに、学生たち自身が展示を考え、実施していく点にある。

2024年度は、例年通りの着実な活動を行うとともに、「東北学院ミュージアムサポーター」制度を発足させ、ゼミ活動との有機的な連携のもとに本学学生の博物館活動への幅広い参加を得ることが可能となり、充実した活動を展開できた1年であった。

## 組織（2024年度）

### 職員

館長	永田 英明	文学部歴史学科教授
学芸員	佐藤 敏幸	業務委託職員／本学非常勤講師
学芸員	七海 雅人	文学部歴史学科教授
学芸員	金子 祥之	文学部歴史学科准教授
学芸員	木山 克彦	文学部歴史学科准教授
事務職員	伊藤みつ美	学修支援課派遣職員
学芸研究員	真柄 侑	大学院文学研究科アジア文化史専攻博士後期課程
	楊 雪雁	大学院文学研究科アジア文化史専攻博士前期課程
	熊谷 弐胡	大学院文学研究科アジア文化史専攻博士前期課程
	増藤 雄大	大学院文学研究科アジア文化史専攻博士前期課程
	七海 陽花	大学院人間情報学研究科人間情報学専攻専攻博士前期課程

※このほか、下記の学生スタッフが非常勤職員として博物館業務をサポートした

吾孫子侑希、遠藤玄、五戸翔天、今野朱理、佐澤春花、武田萌伽、花里亜利沙、松浦那奈  
(いずれも文学部歴史学科4年生)

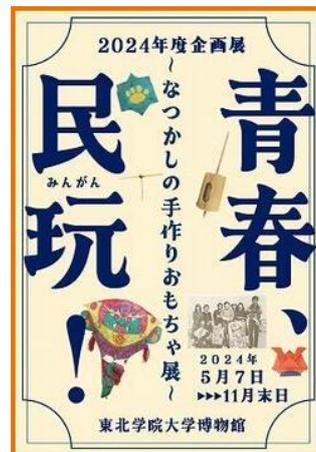
## 展示活動

### ①企画展「青春民玩!-なつかしのおもちゃ研究」

2024年5月7日～11月30日

当館所蔵「東北学院大学民俗玩具研究会関係資料」について、学芸研究員による調査研究の成果を紹介した。また関連企画として、ワークショップ「むかしなつかし!?手づくりコマであそぼう!」を下記のイベントで開催した。

- ・東北学院大学祭（六軒丁祭於博物館）  
10月26日(土)～27日(日)
- ・SMMA ミュージアム・ユニバース（せんだいメディアテーク）  
12月21日(土)



### ②企画展「南津島の田植踊展—未来へつなぐバトン—」

2024年12月19日（木）～2025年10月31日（金）

福島県双葉郡浪江町南津島に伝承されている、福島県重要無形民俗文化財・国の選択無形民俗文化財「津島の田植踊」に関する展示。南津島郷土芸術保存会資料・山口弥一郎資料(磐梯町所蔵)などを展示・紹介した。本学歴史学科金子ゼミ（民俗学）が南津島郷土芸術保存会との協働で2022年から取り組んできた民俗芸能の継承支援に関するプロジェクトの成果展示である。



### ③博物館館園実習成果展「平安初期の有力者居宅 大衡亀岡遺跡」

2024年9月19日（木）～2025年7月27日（日）

2024年度の館園実習の成果展として、平安初期の有力者居宅と考えられる県内大衡村の大衡亀岡遺跡に関する展示を実施。実習生自らが資料の選定、展示構想の検討から解説パネルの制作、実際に展示するまでの作業を担当した。



### ゼミ活動展

本学における教育研究活動の紹介を兼ね、学内におけるゼミ活動と連携した下記の展示を実施した。

- ・「修験の残した切紙と呪符-金子ゼミ（民俗学）福島県川内村の調査から-」（歴史学科金子祥之ゼミ）
- ・「新浜の暮らしを掘り起こす-日本近世史ゼミ 2022-23年度調査成果展」（歴史学科菊池慶子ゼミ）
- ・「木簡から迫る万葉びとのしごと-木簡レプリカ実習展」（歴史学科永田英明ゼミ）
- ・「中世の霊場と信仰-松島の世界雄島海地板碑」（歴史学科七海雅人ゼミ）

ほか

## 地域連携・ワークショップ

SMMAミュージアムユニバース 2024年12月21日(土)~22日(日)

仙台・宮城ミュージアムアライアンス(SMMA)の参加館が、ミュージアムの楽しさを伝える毎年恒例のイベント「ミュージアムユニバース」に参加した。

今年度は企画展「青春、民玩！」の関連企画として、昔ながらの手作りコマをテーマにした体験型のワークショップとして、手作りコマをテーマとしたワークショップを開催した。当日は親子連れを中心に150名以上の参加者があった。

大学祭「六軒丁祭」におけるワークショップ 2024年10月26日(土)~27日(日)

上記同様、企画展「青春、民玩！」の関連企画として、昔ながらの手作りコマをテーマにした体験型のワークショップとして、手作りコマをテーマとしたワークショップを開催した。



東北学院ミュージアムサポーター

2024年度から、東北学院大学博物館、および東北学院史資料センターが行う、市民や学生向けの様々な活動をサポートする学生スタッフを「東北学院ミュージアムサポーター」として募集する取り組みを開始した。2024年度は、合計46名(実人数)の学生が下記の事業に参加した。

- 1) 企画展「青春、民玩-なつかしの手作りおもちゃ展」の展示制作サポート
- 2) 大学祭(六軒丁祭)におけるワークショップの実施(企画展関連イベント)
- 3) SMMA ミュージックユニバースにおけるワークショップ(同上)
- 4) 福島県浪江町津島における田植踊の継承支援(現地イベント等への協力等)
- 5) 企画展「南津島の田植え踊り展」開催に向けての展示制作サポート

## 資料収集調査・保存

(1)資料の新規収集

①勝平得之民俗版画2点(「雪国の市場」「雪国の春」)

従来から継続的に収集をおこなっている、秋田出身の版画家・勝平得之の作品を新たに2点購入した。

(2)収蔵庫および保管資料の点検・調査

- ①6号館地下資料室保管資料の整理作業をおこなった。
- ②収蔵庫のくん蒸作業を2025年3月に実施した。

## 研修・調査

宮城県博物館等連絡協議会研修会への参加

2025年2月17日(金)に東北歴史博物館で開催された研修会「展示照明の基本と実践」に七海学芸員が参加した。

## 大学教育支援

### 博物館館園実習の実施

「博物館実習Ⅲ」として行われる博物館館園実習の一部を、下記の要領で受入れ実施した。

実習担当：佐藤敏幸（業務委託職員：学芸員）

受入学生数：35名

（東北学院大学文学部 総合人文学科3年生2名、歴史学科4年生2名、3年生31名）

日程 1班：2024年8月6～10日                      2班：2024年8月13～17日

3班：2024年8月19～23日                      4班：2024年8月26～30日

5班：2024年9月9～13日

### 内容

- 1 本学の収蔵資料を主教材とし、「大衡亀岡遺跡-平安初期の有力者居宅-」展を制作する。制作に際し展示資料のクリーニング、復元、調査、写真撮影、展示解説パネルの作成、展示、解説の実体験を通して学芸員として必要とされる資質の向上を図る。
- 2 地域の博物館として、本学博物館を起点とした「まちあるき」を体験する。
- 3 博物館勤務で必要とされる日常業務について実体験を通して学ばせる。



### 学芸員課程教育への協力

「博物館実習Ⅰ」「博物館情報・メディア論」の履修学生を対象に、博物館を活用した授業を実施した。

### 学部教育への協力

文学部歴史学科の開講科目を中心に、ゼミ活動の成果発表展示等の機会を提供した。

### 大学院生・学部生の非常勤職員としての雇用を通じた学修支援

大学院文学研究科アジア文化史専攻、および人間情報学研究科人間情報学専攻の大学院生合計5名を「学芸研究員」として雇用し、また別に文学部歴史学科学生（4年生）8名を非常勤職員として雇用し、学芸員実務経験の習得の機会を提供した。（2ページ参照）

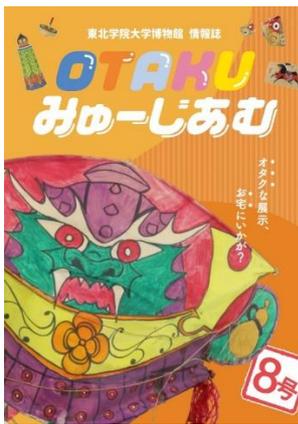
## 刊行物・広報

『KOREMITE』vol.10「南津島の田植踊を 1000 倍楽しむガイドブック」の発行(2025 年 3 月)

企画展「企画展「南津島の田植踊展—未来へつなぐバトン—」の展示図録として、歴史学科金子ゼミ(当館学芸員)の全面協力のもと刊行した。

情報誌『OTAKU みゅーじあむ』の編集・発行

当館の活動を広報する情報誌『OTAKU みゅーじあむ』8号・9号を刊行した。



OTAKU ミュージアム vol.8



OTAKU ミュージアム vol.9



KOREMITEvol.10

X(旧ツイッター)による情報発信

合計 27 回の更新をおこなった。

ホームページによる情報発信

- ・オリジナルホームページ (<https://www.ipc.tohoku-gakuin.ac.jp/tgum/>) の更新をおこなった。
- ・大学ホームページ内の大学博物館に関するページの更新と情報発信をおこなった。

年報の作成・発行(電子媒体)

2023 年度の年報(電子媒体)を編集・発行しホームページ上で公開している

# 利用統計

## 2024 年度東北学院大学博物館利用統計

### 1. 博物館入館者数一覧 ※学芸員課程科目などの授業の一環としての利用（表3）は除く

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
開館日数	22	23	22	24	18	20	25	21	21	21	17	20	254
有料入館者数	16	16	24	19	21	13	27	20	17	38	15	13	239
無料入館者数	69	54	73	228	8	29	118	66	42	35	22	104	848
小計	85	70	97	247	29	42	245	86	59	73	37	117	1,087
開館後累計													20,514

### 2. 無料開館日入館者数

創立記念日	5月15日（月）	3
後援会総会	6月10日（土）	17
初夏のオープンキャンパス	6月22日（土）	56
夏のオープンキャンパス	7月27日（土）	97
大学祭（六軒丁祭）	10月26日（土）～27日（日）	67
東北文化の日	11月9日（土）日（日）	8
冬のオープンキャンパス	12月7日（土）	7
公開クリスマス	12月13日（金）	2
卒業式	2025年3月19日（水）	16

### 3. 授業・館園実習等での博物館利用人数※人数はのべ人数/1日単位

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
授業	回数	5	—	3	19	3	6	17	19	20	12	-	-	104
	人数	86	—	54	293	46	80	235	271	259	168	-	-	1492
館園実習	回数	-	-	-	-	20	5	-	-	-	-	-	25	
	人数	-	-	-	-	140	35	-	-	-	-	-	175	
合計人数	86	—	54	293	186	115	235	271	259	168	—	-	1667	

### 4. 学校教育における利用（施設見学・職場体験学習）

施設見学			
7/5	東北学院高校 TG コース2年生	106	
			合計1件 106名
職場体験			
10/3	東北学院中学校	4	11/14 袋原中/富沢中 6
10/22	上杉山中学校	3	11/19 五橋中/幸町中/広瀬中 6
10/31	仙台二中/青陵中	5	12/10 宮城野中 2
11/7	東華中/愛宕中/南小泉中	6	
			合計13校 30名

### 5. 館蔵資料の貸出、閲覧、撮影、出版物掲載利用申請

申請者	貸出	閲覧	撮影	掲載	申請対象資料・備考
多賀城市教育委員会	1			1	墨書人面土器貸出/人面土器リリーフレット掲載

# 運営

## 2024 年度東北学院大学博物館運営委員会

博物館の運営に関する重要事項を審議するため、東北学院大学博物館運営委員会を開催した。

### 第1回委員会

2024年6月17日(月) 18:00～開催 (Zoom ミーティングによる開催)

#### 報告事項

- 1) 2023 年度博物館事業等報告
- 2) 2023 年度博物館決算
- 3) その他

#### 審議事項

- 1) 2024 年度博物館事業計画
- 2) 2024 年度博物館予算
- 3) 2024 年度館園実習について
- 4) 2024 年度学芸研究員の採用について
- 5) 博物館の整備等について
- 6) 前回議事録の件
- 7) その他

### 第2回委員会

2024年11月25日(月) 18:20～開催 (GoogleMeet による開催)

#### 報告事項

- 1) 2023 年度博物館事業の実施状況
- 2) 2023 年度博物館館園実習報告
- 3) その他

#### 審議事項

- 1) 2025 年度博物館事業計画(案)
- 2) 2025 年度博物館予算(案)
- 3) その他
- 4) 前回議事録の件

## 2024 年度博物館運営委員会委員名簿（2025 年 3 月現在）

1. 博物館長	永田英明	（文学部歴史学科教授）
2. 文学部長	紺野祐	（文学部教育学科教授）
3. 学務部長	平野幹雄	（人間科学部心理行動学科教授）
4. 図書館長	松村尚彦	（経営学部経営学科教授）
5. 総務部長	早坂友行	
6. 歴史学科長	七海雅人	（文学部歴史学科教授）
7. 経済学部	塚原義央	（法学部法律学科教授）
8. 情報学部	渡邊 圭	（情報学部データサイエンス学科講師）
9. 人間科学部	天野和彦	（人間科学部心理行動学科准教授）
10. 教養教育センター	巖谷睦月	（教養教育センター准教授）

# 関係規程

## 東北学院大学博物館規程(平成 21 年4月1日制定第5号)

東北学院大学博物館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北学院大学学則第 66 条の規定に基づき、東北学院大学博物館（以下「博物館」という。）の基本的事項について定める。

(目的)

第2条 博物館は、東北学院大学（以下「本学」という。）の教育及び研究成果に関わる学術的価値を有する資料を収集整理、保管、公開及び普及し、本学の活動を広く社会に発信することを目的とする。

(事業)

第3条 博物館は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 本学の教育及び研究に関する博物館資料（以下「資料」という。）の収集整理及び保管
  - (2) 前号の資料に関する調査研究
  - (3) 本学学生、教職員等の東北学院関係者及び一般市民等を対象とする資料に関する必要な解説、助言、資料等の提供等
  - (4) 講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助
  - (5) 案内書、解説書、目録、年報、調査報告書等の作成及び頒布
  - (6) 他の博物館等との刊行物及び情報の交換並びに博物館資料の相互貸借の実施
  - (7) 本学学生に対する博物館実習の実施
  - (8) その他館長が必要と認める事業
- 2 前項第7号に関する業務は、学務部長との協議に基づき、学務部教務課資格係との協力のもとに行う。

(博物館運営委員会)

第4条 博物館に、博物館の運営に関する事項を審議するため、東北学院大学博物館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、東北学院大学博物館運営委員会規程に定める。

(職員)

第5条 博物館に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 学芸員
- (3) 事務職員
- (4) 学芸研究員

(館長)

第6条 館長は、博物館の業務を統括し、博物館を代表する。

2 館長は、本学の専任教員のうち教授から学長が任命する。

3 館長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(学芸員)

第7条 学芸員は、専門的職員として、資料の収集、整理、保管、閲覧、展示及び調査研究その他これらに関する専門的業務を行う。

2 前項の学芸員には、専門的職員のほかに、学芸員資格を有する本学専任教員を加えることができる。

3 前項に規定する学芸員は、館長の意見を聴取した上で学長が委嘱するものとする。

4 学芸員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務職員)

第8条 事務職員は、館長の指示に従って博物館運営に係る事項及び庶務的事項を処理する。

2 事務職員は、学務部学修支援課博物館担当職員をもって充てる。

(学芸研究員)

第9条 学芸研究員は非常勤職員とし、原則として東北学院大学研究スタッフに関する規程第2条第2項及び第3項の適用が可能な者を雇用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、運営委員会が本学における博物館学芸員養成に資すると判断する場合は、本学大学院博士課程前期課程の在籍者及び修了者を学芸研究員として雇用することができる。

3 学芸研究員は、運営委員会の議を経て、学長が委嘱する。

4 学芸研究員は、第7条第1項に定める学芸員の業務を補佐する。

(博物館の管理運営)

第10条 博物館の利用及び管理運営については、東北学院大学博物館管理運営規程に定める。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、学務部学修支援課において処理する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営委員会及び教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成21(2009)年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月24日改正第37号)

この規程は、平成28(2016)年2月24日から施行する。

附 則 (令和4年1月12日改正第5号)

この規程は、2022年1月12日から施行する。

附 則 (令和5年2月16日改正第43号)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

---

## 東北学院大学博物館運営委員会規程(平成21年4月1日制定第6号)

東北学院大学博物館運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北学院大学博物館規程第4条の規定に基づき、東北学院大学博物館運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 博物館長
- (2) 文学部長
- (3) 学務部長
- (4) 図書館長
- (5) 総務部長
- (6) 歴史学科長
- (7) 経済学部、経営学部又は法学部から選出の委員 1名
- (8) 工学部又は情報学部から選出の委員 1名
- (9) 地域総合学部、人間科学部又は国際学部から選出の委員 1名
- (10) 教養教育センターから選出の委員 1名

2 委員長は、博物館長をもって充てる。

3 第1項第1号から第6号までに掲げる委員の任期は、当該役職の在任期間とする。

4 第1項第7号から第10号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 前項の規定にかかわらず、任期途中で委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会には、博物館専門的職員（学芸員）及び事務職員が陪席する。

（委員会の審議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 博物館に係る規程等の改廃に関する事項
- (2) 博物館の予算及び決算に関する事項
- (3) 博物館が行う事業の計画に関する事項
- (4) 博物館が行う事業の執行に関する事項
- (5) 博物館の所蔵品に関する事項
- (6) 休館日及び開館時間に関する事項
- (7) その他博物館の運営に関する事項

（委員以外の者の陪席）

第4条 委員会が必要と認める場合は、第2条に掲げる委員以外の者の陪席を求め、意見を聴くことができる。

（招集）

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代行する。

（定足数及び議決）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務）

第7条 この規程に関する事務は、学務部学修支援課において処理する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日改正第70号）

この規程は、平成29(2017)年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月12日改正第6号）

この規程は、2022年1月12日から施行する。

附 則（令和5年3月29日改正第131号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

---

## 東北学院大学博物館管理運営規程(平成21年4月1日制定第7号)

東北学院大学博物館管理運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、東北学院大学博物館規程第10条の規定に基づき、東北学院大学博物館（以下「博物館」という。）の利用及び管理運営に関し必要な事項を定める。

（休館日）

第2条 博物館の休館日は、日曜、祝日、年末年始及び大学の休業日とする。

2 前項の規定にかかわらず、博物館館長（以下「館長」という。）が博物館の運営上必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することができる。ただし、災害等の緊急時を除き、館長は、その都度あらかじめ日時を公示しなければならない。

3 館長は、前項に基づいて臨時休館又は臨時開館した場合、事後に東北学院大学博物館運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告し、了承を得なければならない。

（開館時間）

第3条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が博物館の運営上必要と認める場合は、臨時に開館時間を変更することができる。ただし、変更の事実及び理由を運営委員会に報告しなければならない。

（入館料）

第4条 入館料については、別に定める。

（入館の制限）

第5条 館長は、利用者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該利用者の入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、展示品、保管物又は施設設備を損傷するおそれがあることが明らかであると認められるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあることが明らかであると認められるとき。

(3) その他管理上著しく支障があることが明らかであると認められるとき。

（資料の閲覧等）

第6条 館長が必要と認めるときは、利用者の依頼により、その調査研究の用に供するために、博物館が

所蔵する資料（以下「資料」という。）の閲覧又は撮影を許可することができる。

2 資料の閲覧又は撮影を希望する者は、所定の書式により、あらかじめ資料の閲覧又は撮影の申請をしなければならない。

（資料閲覧の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する資料は、閲覧又は撮影を制限することができる。

(1) 保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるもの

(2) 現に展示中のもの

(3) その他館長が閲覧又は撮影することが不相当と認めるもの

2 館長は、前項の規定に基づく制限を行った場合、当該閲覧又は撮影を制限した資料について、運営委員会に報告しなければならない。

（資料の館外貸出）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、資料の館外貸出しを行うことができる。

(1) 博物館その他これに相当する施設が行う展示の用に供するとき。

(2) 学校が授業の用に供する場合で、館長が適当と認めるとき。

(3) その他館長が適当と認めるとき。

2 資料の館外貸出しを希望する者は、館長の許可を得なければならない。

3 資料の館外貸出し許可を得ようとする者は、資料借用書を館長に提出しなければならない。

4 資料の館外貸出し許可を得た者は、館長の指示に従い、当該資料を適切に管理しなければならない。

5 資料の館外貸出しの許可を得た者は、当該資料を他に転貸してはならない。

6 資料の貸出期間は、館長がその都度定める。

7 館長は、第1項の規定に基づく館外貸出しを行った場合、可能な限り速やかに運営委員会に報告しなければならない。

（損害の賠償）

第9条 故意又は過失により、施設設備、展示資料又は貸出資料を損傷し、又は滅失させた者は、館長の指示を受けてこれを原形に復さなければならない。

2 前項の場合において、原形に復すことが不可能なときには、現物をもって、又は同等物を購入するのに必要な相当の代価をもって損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると運営委員会が認め、関係部局の了承を得た場合には、この限りではない。

（資料の寄贈及び寄託）

第10条 博物館は、運営委員会の承認を得て、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈を受けた資料は、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を表記し、永くその篤志を伝えることとする。

3 博物館への寄贈及び寄託に関し必要な事項は、東北学院大学博物館への資料寄贈及び寄託の取扱いに関する規程に定める。

（事務）

第11条 この規程に関する事務は、学務部学修支援課において処理する。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2009（平成 21）年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日改正第 38 号）

この規程は、平成 28(2016)年 2 月 24 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 12 日改正第 7 号）

この規程は、2022 年 1 月 12 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 16 日改正第 44 号）

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

---

## 東北学院大学博物館入館料に関する内規(平成 21 年 11 月 1 日制定第 24 号)

東北学院大学博物館入館料に関する内規

（目的）

第 1 条 この内規は、東北学院大学博物館管理運営規程（平成 21 年 4 月 1 日制定第 7 号）第 4 条の規定に基づき、東北学院大学博物館の入館料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入館料）

第 2 条 入館料は、入館者 1 人につき 200 円とする。

（入館料の免除）

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館料を免除する。

- (1) 教職員証又は学生証を提示した学校法人東北学院の役員、教職員、学生、生徒及び園児
- (2) 学校法人東北学院旧役員及び旧教職員
- (3) ホームカミング・デー等の館長が定める行事日に入館する大学同窓生
- (4) 未就学児
- (5) 小学校の児童、中学校、高等学校、中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生が学生証等を提示した場合
- (6) 入館時に年齢を確認できる証明書を提示した 65 歳以上の者
- (7) 身体障害者手帳等を提示した障害者基本法に定める障害者と介護者 1 名
- (8) 会員証を提示した日本博物館協会・I COM の会員証を持っている者
- (9) その他東北学院大学博物館長（以下「館長」という。）が特に入館料の免除を許可した者

（改廃）

第 4 条 この内規の改廃は、東北学院大学博物館運営委員会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

2 館長は、この内規の改廃が行われた場合、その内容を教授会に報告しなければならない。

附 則

この内規は、平成 21(2009)年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日改正第 44 号）

この内規は、平成 28(2016)年 3 月 9 日から施行する。

## 東北学院大学博物館への資料寄贈及び寄託の取扱いに関する規程(平成 28 年3月9日制定第5号)

### 東北学院大学博物館への資料寄贈及び寄託の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北学院大学博物館管理運営規程第10条の規定に基づき、東北学院大学博物館(以下「博物館」という。)への資料の寄贈及び寄託に関し必要な事項を定める。

(資料の寄贈及び寄託)

第2条 博物館は、展示又は調査研究に資する目的で資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 資料を寄贈しようとする者は資料寄贈申込書(別記様式第1号)を、資料を寄託しようとする者は資料寄託申込書(別記様式第2号)を館長に提出するものとする。

3 館長は、資料の寄贈を受けることを決定したときは寄贈資料受領書(別記様式第3号)を、資料の寄託を受けることを決定したときは寄託資料受託書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(寄託資料の取扱い)

第3条 博物館が寄託資料を展示に使用する場合は、寄託者の許諾を得ることなく展示できるものとする。

2 寄託資料を他館に貸し出す場合及び写真等の提供を求められたときは、寄託者の許諾を受けて行うものとする。

3 寄託資料を毀損した場合の修理費は、博物館においてその一部又は全部を負担することができるものとする。

(寄託資料等の免責)

第4条 博物館は、寄託資料が天災、火災その他避けられない事故により汚損し、又は亡失した場合は、寄託者に対する責めを負わない。

(個人情報取扱い)

第5条 博物館は、資料に記載されている個人情報について、学校法人東北学院個人情報保護規程に基づき、適切に取り扱わなければならない。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、学務部学修支援課において処理する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成28(2016)年3月9日から施行する。

附 則(令和4年1月12日改正第8号)

この規程は、2022年1月12日から施行する。

附 則(令和5年2月16日改正第45号)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

(※別記様式は省略)

# 利用案内

## 開館時間

午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）

## 休館日

日曜日、祝日・休日、第2・第4週を除く毎週土曜日、大学の定める休業日

## 入館料：一般200円（減免措置あり）

学校法人東北学院の役員・教職員・学生・生徒・園児・旧役員・旧教職員は無料。大学同窓生は、ホームカミング・デー等の館長の定める行事日は無料。未就学児、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校もしくは高等専門学校の子供、生徒又は学生、65歳以上の方、障害者基本法に定める障害者と介護者1名は無料。



〒980-8511 宮城県仙台市青葉区土樋一丁目3-1

電話番号：022-264-6920

F A X：022-264-6917

東北学院大学博物館年報 vol.16（2024年度）

編集・発行東北学院大学博物館

発行日 2025年6月30日